

奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則をここに公布する。

平成三十年一月五日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められる個人及び団体に対し教育委員会が表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第二条 教育委員会は、県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校在籍する生徒又は生徒で構成された団体であつて、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められるものに対し、奈良県教育委員会優秀選手賞（以下「優秀選手賞」という。）を与える。

2 優秀選手賞は、賞状とする。

第三条 教育委員会は、前条第一項に該当する者で、その功績が特に顕著であるものに対し、奈良県教育委員会特別優秀選手賞（以下「特別優秀選手賞」という。）を与える。

2 特別優秀選手賞は、賞状及び副賞とする。

(選考)

第四条 優秀選手賞及び特別優秀選手賞を与えられるものについては、奈良県教育委員会が選考を行い、決定するものとする。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。